

# 水質基準に関する省令等の一部改正案に関する意見の 募集について 厚生労働省



厚生労働省は、亜硝酸態窒素の水質基準項目への追加等について、水道法の水質基準に関する省令等の一部の改正案をまとめ、平成 25 年 8 月 23 日から平成 25 年 9 月 23 日までの期間でパブリックコメントを募集しています。

改正する省令については、以下の通りになります。

- (1) 「水質基準に関する省令」(平成 15 年厚生労働省令第 101 号)
- (2) 「水道法施行規則」(昭和 32 年厚生省令第 45 号)
- (3) 「水道施設の技術的基準を定める省令」(平成 12 年厚生省令第 15 号)
- (4) 「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」(平成 9 年厚生省令第 14 号)

また、各省令等における亜硝酸態窒素に係る基準案については、以下の通りです。

		基準案
水質基準		0.04mg/L 以下であること
薬品基準		0.004mg/L 以下であること
資機材材質基準		0.004mg/L 以下であること
給水装置	水栓その他末端給水用具	0.004mg/L 以下であること
浸出性能基準	末端以外の給水用具又は給水管	0.04mg/L 以下であること

表 1 亜硝酸態窒素に係る水質基準等の設定案

なお、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」(平成 15 年厚生労働省告示第 261 号)、「資機材等の材質に関する試験」(平成 12 年厚生省告示第 45 号)及び「給水装置の構造及び材質の基準に係る試験」(平成 9 年厚生省告示第 111 号)に係る改正案については、別途意見募集を行う予定となっています。

また、改正省令の施行予定日は平成 26 年 4 月 1 日となっています。

当社は水道法 20 条に係る水質検査機関として長年の実績があります。是非一度ご相談ください。

資料 2013 年 8 月 23 日付 厚生労働省ホームページ

生活環境箇所 大塚卓也